

2025年度輸送安全報告書



駿遠運送株式会社

 **SUNEN**

1. 経営理念

- 1-1 静鉄グループ経営理念
- 1-2 駿遠運送グループのパーパス
- 1-3 安全基本方針

2. 会社概要

3. 安全管理体制

- 3-1 安全管理体制
- 3-2 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 3-3 安全に関する設備等の投資
- 3-4 内部監査

4. 安全に対する取組事項

- 4-1 安全重点施策
- 4-2 安全対策取組事項

5. 輸送の安全を確保・維持するための教育研修等

6. 2025年度自動車事故等報告

- 6-1 2025年度事故等報告
- 6-2 さらなる安全への取組み

7. お客様や地域・社会との連携

8. 安全管理規程

1. 経営理念

静鉄グループの経営理念

「安全・安心・快適のあくなき追求」

駿遠運送グループのパーパス

**安全・安心・確実・誠実・感動で
お客様の「想い」とお客様の「想い」をつなぐ・結ぶ**

安全基本方針

「私たちは、お客様からお預かりした大切な貨物を安全かつ確実に輸送すること、従業員が心身ともに健康で、安心して働ける職場環境を構築すること」を最重要課題とし、以下の安全基本方針に基づき事業活動を行います。

1.安全最優先の原則

あらゆる業務において、効率よりも安全を最優先に行動します。

2.交通事故・労働災害の撲滅

法令や社内規則、作業手順を遵守し、交通事故および労働災害の発生「ゼロ」を目指します。

3.安全投資の積極的な実施

安全設備の導入や車両の点検・整備、従業員の安全教育に対して積極的に投資します。

4.安全文化の醸成

経営層から現場まで一体となり、安全に対する意識を共有し、安全文化の定着を図ります。

2. 会社概要

駿遠運送株式会社

本社所在地	静岡県藤枝市青木三丁目2番20号
店 所 等	藤枝支店、掛川支店、磐田支店、浜松支店、島田事業所 牧之原事業所
グループ会社	磐田運送株式会社 袋井市堀越518番地の4
認証取得等	Gマーク（安全性優良事業所）
	働きやすい職場認証 二つ星
	健康経営優良法人
	藤枝市働きやすい職場環境認定事業所
	ふじのくに健康づくり推進シルバー事業所認定事業所
保有車両数	
貨物車両	175両（大型121両、中型25両、小型29両）
軽貨物	10両
荷役車輛	45両 フォークリフト
計	230両 平均車齢11年（トラックのみ）
従業員数	213名
事業目的	貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、倉庫業、不動産 賃貸業、付帯事業

※保有車両数、従業員数は2026年3月31日時点



3-1. 輸送の安全を確保するための体制

安全管理体制における職責

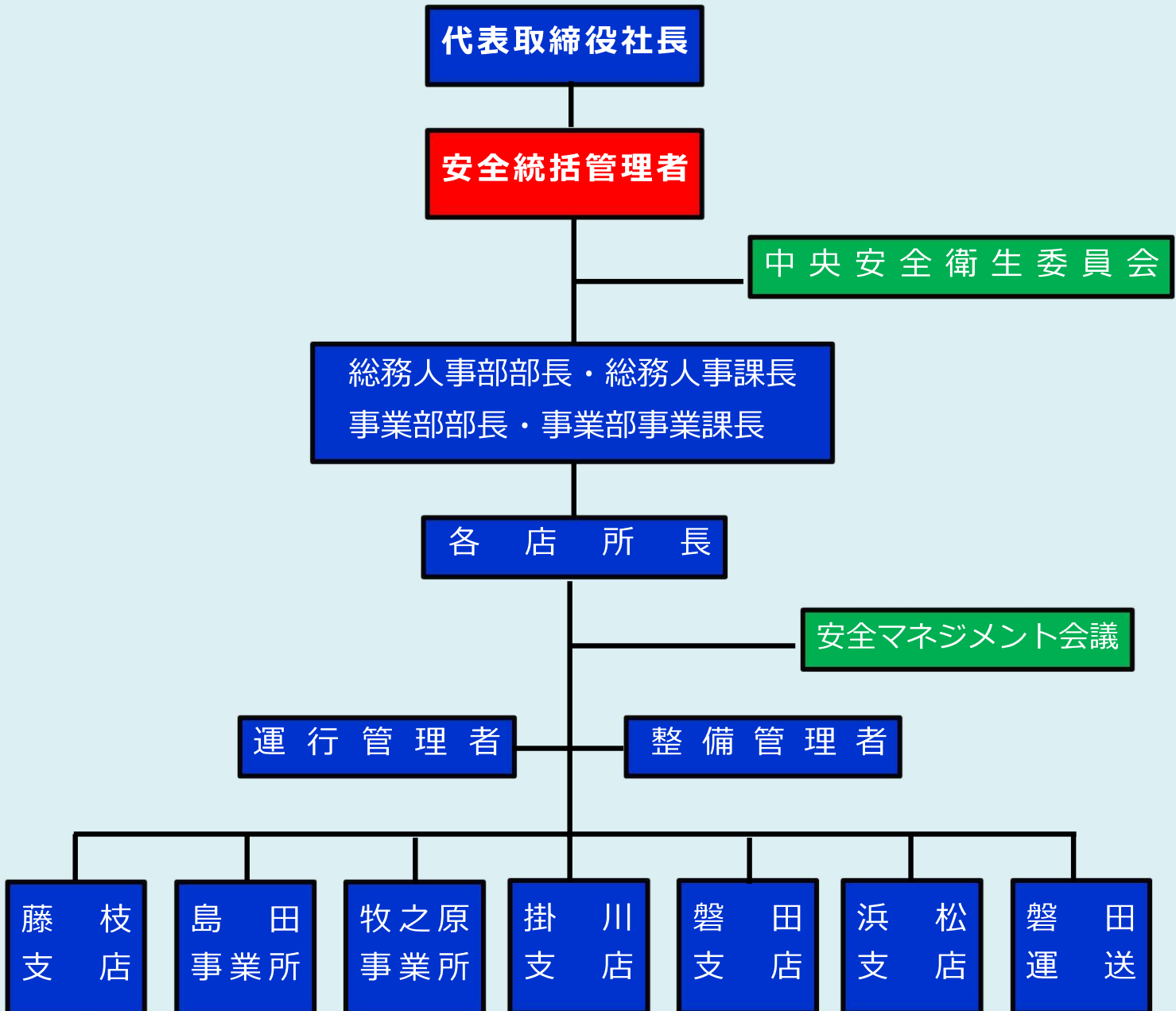
役 職	責 務
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運行管理者	安全統括管理者の指揮の下、店所の輸送の安全確保に必要な運行管理を統括する。
整備管理者	安全統括管理者の指揮の下、店所の輸送の安全確保に必要な車両整備を統括する。
総務人事部長	輸送の安全確保に必要な要員の確保、労務に関する事項、必要な設備投資および財務に関する事項を統括する。
店所長	安全統括管理者の指揮の下、店所の輸送の安全確保に関する業務を統括し、指導監督する。
安全衛生委員	定期的に職場環境の点検を行う。安全マネジメント会議に出席

3-2. 安全管理体制

企業が存続していく上で「安全」は何よりも最優先され重要です。
 なぜなら、安全が確保されていないと、重大な事故が発生し、企業の存続自体が危うくなる可能性があるからです。この事実は過去の事例からも明らかです。
 このため、企業は安全確保のための管理体制を構築することが不可欠です。
 以下に当社の安全管理体制を記します。

安全管理体制

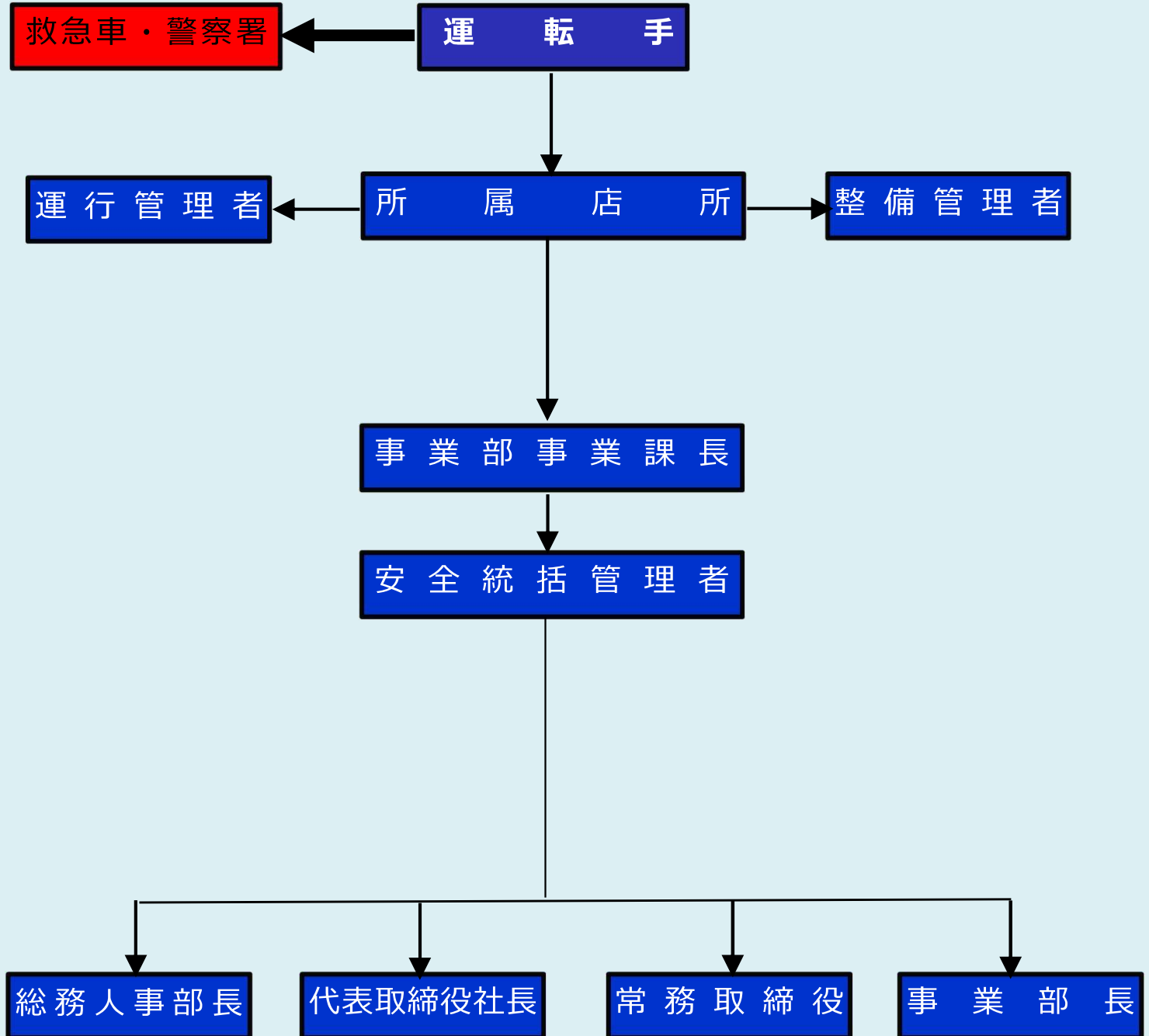
輸送の安全の確保に向けた組織体制および指揮命令系統



※グループ子会社

事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等に関する報告連絡体制

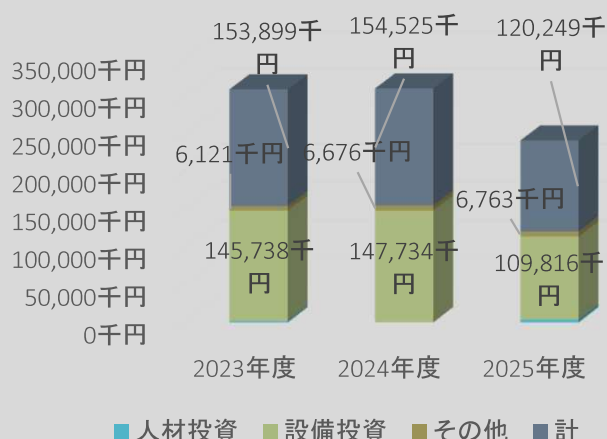


3-3 安全に関する設備等の投資

安全に関する直近3カ年の設備投資額は下記のとおりとなります。

2023年度	人材投資	2,040千円
	設備投資	145,738千円
	そ の 他	6,121千円
	計	153,899千円
2024年度	人材投資	115千円
	設備投資	147,734千円
	そ の 他	6,676千円
	計	154,525千円
2025年度	人材投資	3,670千円
	設備投資	109,816千円
	そ の 他	6,763千円
	計	120,249千円

安全に関する設備との投資



凡例

人材投資・・・各種運転優良者表彰、報奨金等

設備投資・・・新車購入、デジタコ、バックカメラ、ドラレコ
など、ハード面に関連する費用等

そ の 他・・・IT点呼人件費等

新車トラック購入により、既存のトラックに比べ（※1）のとおり安全装置が付加され安全度向上が期待できます。

<年代ごとのトラック購入台数>

'23年度	9台
'24年度	9台
'25年度	7台

※1 新車購入時、トラックに装備される安全装置

1. 歩行者、自転車運転者検知機能衝突回避支援
2. 車線逸脱防止支援
3. ふらつき警報
4. 車間距離警報
5. 可変配光型LEDランプ
6. 先行車発進お知らせ
7. 誤発進制御
8. デジタコDTG7(5カメラ)
9. バックソナー

3-4 内部監査

1. 輸送の安全に関する内部監査結果および対応内容

輸送の安全に関する内部監査を2026年1月、2月に実施し、その結果および対応内容は下記のとおりとなった。

1-1 内部監査概要

- ①輸送の安全確保に関する業務について、その活動が安全管理規程に基づき、適切に実施・維持され機能していることを確認するとともに、その運用状況を検証評価することにより、輸送の安全性の維持および向上を図ること
- ②監査対象者等
監査対象者 代表取締役社長、安全統括管理者、掛川支店、磐田支店
監査責任者 安全統括管理者 常務取締役 風間 直幸
監査実行者 事業部事業課 鈴木 金二
- ③監査項目
 - ・前年度指摘事項への対応状況
 - ・ガイドラインに定められた事項への対応状況
 - ・安全管理規程に関わる業務全般について
- ④監査対象期間
2025年1月1日～2025年12月31日
- ⑤監査方法
書類監査およびインタビュー

1-2 監査結果

- ①安全マネジメント制度に積極的に取り組んでいる
 - ・安全情報の公開（安全報告書）
 - ・静鉄グループ運輸安全マネジメント会議出席
 - ・安全管理規程の改定
 - ・各種運転優良者への報奨
 - ・安全統括管理者の選任
- ②安全マネジメント会議の開催
 - ・経営トップから現場社員まで参加し、毎月安全マネジメント会議を開催して事故情報の共有や再発防止、労災事故も含めた安全管理について議論している。
 - ・ヒヤリハット情報の収集
- ③安全方針・安全重点施策が策定されている。
- ④毎年内部監査を実施して取り組み状況を確認している。

2－1 改善すべき事項、指摘事項

①前年度内部監査のフォローアップ監査

- ・一部について未実施となっていたが、全体を完了するよう指摘

②前年度指摘事項への対応状況

- ・安全重点施策は立案され実施されていた。継続して実施するよう指摘
- ・社員の安全方針や目標に対する理解度を定期的に把握することについては、サインージ等を活用し、一部取り組んでいた。更なる取り組みをするよう指摘
- ・情報伝達およびコミュニケーションの確保の本社管理部門から店所への情報が伝達される場合、本社部門から情報共有する対象者の範囲は統一できていた。
- ・事故、ヒヤリハット情報の収集と活用については、情報の分類、整理、分析等によりインシデントの傾向を捉え、再発防止に向けた取り組みの基礎となるように実施できていた。さらに分析を深め原因の深掘りをし取り組んでいたきたい。
- ・安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練については、現場運転手等は実施していたが、本社従業員の一部の教育で終わっていたため、管理部門全体に波及させるよう指摘
- ・記録の作成及び維持については、店所単位の安全に関する教育等が実施されており、研修記録等を含め適切に保管されていた。継続するよう指摘

4. 安全に対する取組事項

4-1安全重点施策

- 1 運輸安全と労働安全衛生のコントロール
- 2 安全マネジメント体制の見直し
- 3 Gマーク取得維持継続
- 4 店所業務、事務の標準化
- 5 教育制度の充実

4-2安全対策取組事項

1. PDCA

2006年より同業他社に先駆け、運輸安全マネジメントを取り入れPDCAを実行し、常に安全に対して計画・実行・評価・改善を繰り返し実行しております。

また2023年度より、労働安全衛生マネジメントシステムを取り入れ、労働災害の防止においてもPDCAにより実施しております。

Plan

ヒヤリハットの事例や事故等が発生した場合、原因の詳細な分析を行い、対策を立案します。また既定のルールも含まれます。

Do

既定のルールを守ること及びPlanで策定されたルールに基づき実行すること

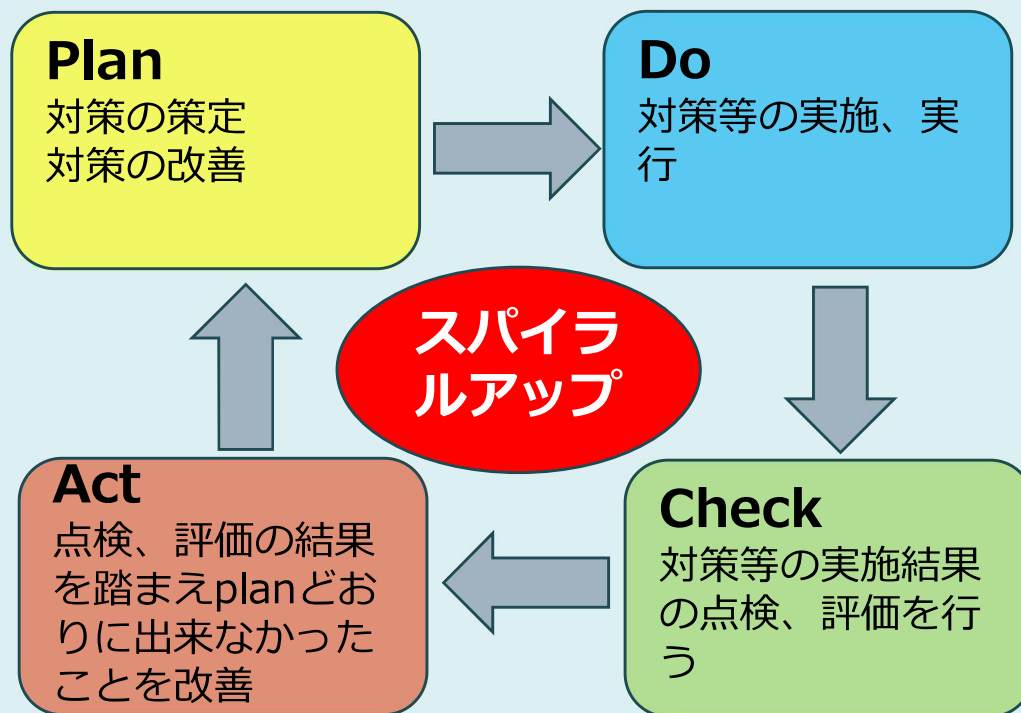
Check

Planで策定され実行した結果を点検と評価を行う。また既定のルールの評価も同時に行う

Act

点検、評価の結果を踏まえPlanどおりに実施されなかったことを洗い出し、改善を行う

PDCA



2. ESTRA-WEB運行管理

- ヒヤリハットへの活用**・・・リアルタイムモニタリングの映像を抜き出し、インシデントがあった場合にその映像を抜出、ヒヤリハットの教育に活用
- 事故発生時の迅速対応**・・・事故が発生した場合の運行および現場の状況を即座に把握でき、迅速な対応が可能となる。
- 急減速、曲線での加速度判定**・・・急減速や曲線で横Gが大きくなった場合にポップアップにより、どの車両の運転手かが瞬時に判定され、その現象を保存し安全運転の教育材料とすることが可能
 その他、各運転手の運転の癖や注意の配分等をカメラで確認でき、安全運転の教育資料に活用
- コンプライアンス遵守**・・・運行記録の出力データを基に走行速度や運転時間等の把握ができ、遵守状況の確認を実施し、違反した場合には個人指導を実施し安全運転に寄与している。

- 配車の有効活用 現在運行中の車両の位置情報の把握により突発的な業務依頼への効率的（近隣車両の把握）な運行が可能となり、無駄な燃料消費等が減少する。
- 経済運転の検証 デジタコで出力されたデータを基に省燃費運転の検証を行い、環境への配慮を実施
- 効率的なルート検索 GPSにより現在地の把握により、運行管理者より効率かつ最善なルートの指示が可能

3. BCP（事業継続計画）

① リスクアセスメント

BCPを策定する際には、どのような災害や事故が起こりうるか、それらが事業にどのように影響を及ぼすかを徹底的に洗い出します。このプロセスは、同時に従業員の安全を脅かす可能性があるリスクも特定することになり、そのリスクに対する安全対策を講じるきっかけになります。

② 緊急時対応体制の強化

BCPには、緊急時の避難誘導、安否確認、応急措置などの手順が含まれています。これらは直接的に従業員の安全を守るための行動であり、訓練を繰り返すことで、緊急時の対応能力が向上し、結果として被害を最小限に抑えることに繋がります。

③ 設備・インフラの強化

BCPの一環として、停電時の非常用電源、通信設備の二重化、耐震補強などが行われますが、これらは事業継続のためだけでなく、緊急時における従業員の安全確保にも役立ちます。

④ 情報共有と連携の促進

BCPは、緊急時における社内外の情報共有や関係機関との連携体制を構築し、迅速かつ正確な情報伝達は、適切な避難や救助活動を可能にし、安全性向上に貢献します。

⑤ 被災時の運行マニュアル

遠隔地で運転手が被災した場合の対応についてマニュアル作成により、運転手単独であっても、会社の指示なく自身の身の安全確保や周りの安全確保を的確に実行できるように安全度向上を図りました。（また突発的な異常気象の対応として備品等の所持も行っております）

4. Gマーク

4. 2004年より順次各店所事業所毎にGマーク認定（安全性優良事業所）を受け、現在では会社全体の店所および子会社とも全て認定を受けて、安全運転に取り組んでおります。



支店	4 支店
事業所	2 事業所
子会社	1 社
Gマーク認定箇所	浜松支店、磐田支店、掛川支店、藤枝支店、牧之原事業所、島田事業所、磐田運送(株)（子会社）

店 所 等	初回認定日	期 間
○ 浜 松 支 店	2004年1月1日	2024年1月1日～2027年12月31日
○ 掛 川 支 店		
○ 藤 枝 支 店		
○ 牧之原事業所		
島 田 事 業 所	2019年1月1日	2025年1月1日～2028年12月31日
磐 田 支 店	2008年1月1日	
磐 田 運 送	2013年1月1日	

※Gマークとは、守るべき法律をしっかりと遵守し、安全性向上の取組をしていると認定されたトラック運送業者が使用できるシンボルです。

（全国運送業者の3割強の取得率）

※○は「ゴールドGマーク（長期認定取得事業所）」となり、長期間にわたり安全運行の実績が認められた事業所

5. 輸送の安全を確保・維持するための教育研修等

1. 管理者・管理業務従事者対象研修会等の開催

外部講師のもと、安全管理の重要性について学び、運転手への安全教育指導を徹底しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2025年5月21～23日	静岡県トラック協会	管理職	運行管理者基礎講習
2025年6月3～5日	スルガ安全教育センター	管理職	運行管理者基礎講習
2025年6月13日	ツインメッセ静岡	本社	2024年問題セミナー
2025年8月28日	協同組合浜松卸商センター	管理職	運行管理者一般講習
2025年8月29日	協同組合浜松卸商センター	管理職	運行管理者一般講習
2025年10月8日	島田市金谷生きがいセンター	本社	転倒災害防止講習会
2025年10月28日	静岡県トラック協会	管理職	運行管理者講習
2025年10月29日	静岡県トラック協会	管理職	運行管理者講習
2025年11月1日	総合自動車学校	管理職	運行管理者一般講習
2025年11月11日	クリエイト浜松	管理職	危険物取扱者保安講習
2025年11月29日	磐田支店	管理職	安全運転研修
2025年12月10～12日	協同組合浜松卸商センター	管理職	運行管理者基礎講習
2026年1月8日	総合自動車学校	管理職	運行管理者一般講習
2026年1月15日	協同組合浜松卸商センター	管理職	整備管理者選任後研修
2026年1月26日	JA組合飼料東日本事業本部	本社	高所作業落下事故防止研
2026年1月28日	組合飼料東海支店	管理職	高所作業落下事故防止研
2026年1月29日	浜松支店	本社	飼料輸送会議
2026年1月26～28日	静岡県自動車学校	管理職	運行管理者基礎講習
2026年2月13日	静岡県トラック協会	本社	後納管理者研修
2026年2月26日	グランシップ	管理職	整備管理者選任後研修
2026年3月3日	静岡県トラック協会	本社	交通事故防止セミナー
2026年3月12日	夢咲青果物流通センター	本社、掛川支店	フォークリフト安全講習

2. 新入社員（養成運転手）に対して新人教育を実施

外部団体に依頼し、トラックを運転する上での道路交通法の注意点や、特性の講話を聴き、安全運転に取り組むように教育を実施しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2025年4月3日	本社 2 階	新入社員	新入社員研修
2025年4月11～15日		新入社員	グッドラーニング
2025年4月18日	自動車事故対策機構ナスバ	新入社員	初任診断
2025年4月26～30日		新入社員	グッドラーニング
2025年5月2日	マジオドライビングスクール	新入社員	初任診断
2025年5月6～10日	藤枝支店	新入社員	グッドラーニング 特別初任研修
2025年5月7日	中部交通共済協同組合	新入社員	初任診断
2025年5月11～15日	浜松支店	新入社員	グッドラーニング 特別初任研修
2025年5月20～23日	マジオドライビングスクール	藤枝支店新入社員	フォークリフト講習

3. 車両の日常点検・健康講習会

日々の安全運行に欠かせない日常点検について、車両メーカーに講師をお願いし、点検時の手順やポイントを身に付けてもらっています。また冬期前に雪道走行の講習を行いタイヤチェーン等の適切な対応が出来るように教育しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2025年9月13日	JA大井川	藤枝支店、牧之原等運転士	健康整備研修
2025年10月11日	協同組合クラウンメロン支所	磐田支店、浜松支店等運転士	健康整備研修

4. 軽微な事故等惹起者への個別研修等

軽微な有責事故の惹起者について、その原因と今後の対応について、該当者に回答をさせ、事故の振返りを行い二度と事故を起こさないよう再発防止に取り組んでいます。

また事故惹起者を対象に安全運転コンクール等を開催し、自身の運転を振り返らせ、注意するポイント等を学ばせています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2025年6月19日	本社 2 階	磐田支店	事故惹起者面談
2025年6月20日	本社 2 階	浜松支店	事故惹起者面談
2025年8月1日	本社 2 階	磐田支店	事故惹起者面談
2025年8月19日	本社 2 階	磐田支店	事故惹起者面談
2025年8月20日	本社 2 階	藤枝支店、牧之原事業所	事故惹起者面談
2025年9月1日	本社 2 階	藤枝支店	事故惹起者面談
2025年9月4日	本社 2 階	藤枝支店	事故惹起者面談
2025年9月12日	本社 2 階	浜松支店	事故惹起者面談
2025年9月22日	本社 2 階	島田事業所	事故惹起者面談
2025年10月17日	本社 2 階	牧之原事業所	事故惹起者面談
2025年10月21日	本社 2 階	磐田支店	事故惹起者面談
2025年11月21日	本社 2 階	島田事業所	事故惹起者面談
2026年1月16日	本社 2 階	牧之原事業所	事故惹起者面談
2026年2月6日	本社 2 階	掛川支店、浜松支店	事故惹起者面談
2026年3月17日	本社 2 階	磐田	事故惹起者面談

5. コンテストおよび表彰関連

静岡県トラック協会主催のドライバーコンテスト等に参加し、運転技術の向上を図り、安全運転へ寄与させています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2025年6月21日	運転免許センター	藤枝、磐田運転士	ドライバーズコンテスト

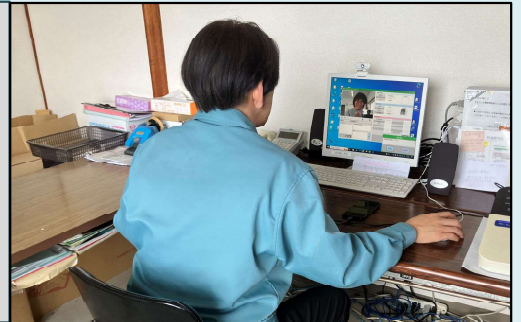
6. 高齢運転手（70歳以上）の運転に関する個人指導

70歳以上の運転手に対し、高齢による原因の事故防止の観点から、適齢診断を年1回実施し、その後診断結果を基に各店所長および本社で個人面談を実施しました。

日 時	場 所	対 象 者	内 容
2025年4月14日	自動車事故対策機構ナスバ	70歳以上	適齢診断
2025年4月19日	自動車事故対策機構ナスバ	70歳以上	適齢診断
2025年5月14日	中部交通共済協同組合	70歳以上	適齢診断
2025年5月21日	中部交通共済協同組合	掛川支店 70歳以上	適齢診断
2025年5月28日	中部交通共済協同組合	磐田支店 70歳以上	適齢診断
2025年6月5日	磐田支店	磐田支店 70歳以上	70歳以上面談
2025年6月5日	島田事業所	70歳以上	70歳以上面談

7. IT点呼

点呼時にはアルコールチェックの完全実施、運行管理者に対話による確実な点呼を実施し、乗務手の状態を常に確認し、運行の安全を確保しております。



8. ドラレコの全車設置

ドラレコを全車設置し、映像から運転手個々の特性の把握と事故防止の観点からの安全運転方法の指導、また万が一の事故時の対応と事故が起きた原因分析と対応策検討の手段として。

新車購入時にはデジタコに付随して5カ所の録画ができるドラレコを搭載しております。



9. 安全パトロール

現場担当者は日々、施設や車両含め安全確認を実施していますが、本社担当者による現場の安全パトロールを実施し、日々の作業方法の確認や不安全箇所等のチェックを実施しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2025年4月9日	藤枝、島田支店、磐田運送	店所	安全パトロール
2025年6月11日	浜松、磐田、磐運	店所	安全パトロール
2025年7月7日	磐運、島田、藤枝	店所	安全パトロール
2025年8月5日	磐運、掛川、牧之原	店所	安全パトロール
2025年9月9日	浜松支店、磐田支店	店所	安全パトロール
2025年10月7日	藤枝支店、島田事業所	店所	安全パトロール
2025年11月11日	牧之原、掛川	店所	安全パトロール
2025年12月9日	磐田、浜松	店所	安全パトロール
2026年1月13日	藤枝、島田	店所	安全パトロール
2026年2月10日	牧之原、掛川	店所	安全パトロール
2026年3月10日	浜松、磐田	店所	安全パトロール

10. 事故防止を目的とした安全スローガンの取組

四半期ごとに重点的に安全スローガンの目標を掲げ全社員で取組を行って事故等の防止を図ってまいりました。

2025年4月5月6月 安全スローガン

「前方不注意が起因となる事故をゼロにしよう!!」

- ・ 脇見運転をしない。
手の届くところにスマートホンを置かない。
伝票や指示書の確認は、運転前や停車中に行う。
- ・ 漫然運転を行わない。
慣れている道、いつも通る道でも慎重に。
「だろー運転」でなく「かもしれない運転」を。

駿遠運送株式会社 事業部事業課

2025年7月8月9月 安全スローガン

「リフト事故の連鎖を断ち切る!!」

- ・ 操作前には周囲の安全を確認する事！
前後左右、シャッターの高さ確認。
- ・ 荷物を運ぶときは必ずバック走行！
荷物を積んでの前進走行は前が見えません。
- ・ 危険な連続した「ながら運転の禁止！」
複数の作業を同時に行うと注意が散漫し危険を察知できません。
- ・ 急発進・急ブレーキ・急旋回しない事！
荷物は丁寧に優しく運べば、荷崩れの防止になります。

駿遠運送株式会社 事業部事業課

2025年10月11月12月 安全スローガン

「安全確認、安全確保で労災事故ゼロ！」

- ・作業スペースや作業動線に対する安全確認と安全確保の徹底！
- ・不安全箇所（施設、機器、道具の故障や劣化）の報告を徹底！
- ・作業開始時は、ある程度の緊張感を持って仕事に入る！

駿遠運送株式会社 事業部事業課

2026年1月2月3月 安全スローガン

「モニター過信は事故の罠！後突事故ゼロ！」

- ・慣れによる確認省略を絶対にしない！
- ・バックモニターを過信しすぎない！必ず目視で！
- ・少しでも不安なら必ず降りて確認！

駿遠運送株式会社 事業部事業課

11. 一人ひとりの安全宣言

年度初頭に、全社員で交通安全、エコ、健康への取組を宣言し、職場の見えやすいところに掲示し、常に宣言に意識するよう取組をしてまいりました。

12. 社内規定等の不遵守者の個人指導

連続走行時間、速度超過、デジタコ評価等の社内規定を逸脱した運転手に対して、各事業所の管理職による個人指導を都度実施しました。

13. CROSS-MILE研修

毎月、トラック運送業eラーニングシステムにより、法定12項目の個々に対しスマホやPCで研修を行っております。

6. 2025年度自動車事故等報告

2025年4月1日から2026年3月31日までの期間における
事故件数等は次のとおりです。

参考 2023年, 2024年度の各件数記載

<重大事故件数> ※ 1

	2023年度	2024年度	2025年度
駿遠運送株式会社	0件	0件	0件
磐田運送株式会社	0件	0件	0件

<有責事故件数>

	2023年度	2024年度	2025年度
駿遠運送株式会社	18件	11件	14件
磐田運送株式会社	3件	3件	5件

<ヒヤリハット件数>

	2023年度	2024年度	2025年度
駿遠運送株式会社	22件	27件	29件
磐田運送株式会社	9件	9件	6件

※ 1 重大事故とは次の事項に該当する場合の国土交通省に報告する義務のものを指します。

- ・ 自動車が転覆し、火災を起こすまたは鉄道車両と衝突若しくは接触
- ・ 10台以上の自動車の衝突又は接触
- ・ 死者又は負傷者を生じたもの
- ・ 10人以上の負傷者を生じたもの
- ・ 危険物等の積載物の一部以上が飛散若しくは漏洩したもの
- ・ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ・ 酒気帯び以上の状態で運転をしたもの
- ・ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
- ・ 高速道路等を3時間通行止めにした時

さらなる安全への取り組み

はじめに

当社では、「安全はすべてに優先する」という理念のもと、日々の輸送・配送業務に取り組んでいます。重大な事故故障については皆無を維持しているものの、有責事故については毎年一定数の発生が続いているのが現状であり、真摯に向かうべき重要な課題と認識しています。

有責事故は、単なる軽微なミスとして捉えるのではなく、大きな事故発生のインシデントとして位置づけています。その原因を深く掘り下げ、恒久的な対策を講じることなく有責事故の削減を実現することは困難であり、全社員・全運転手が一丸となって安全意識を高め、行動し続けることが不可欠です。

また社内組織も安全に特化すべく、営業と安全を一つの部として組織していたものを、編成を行い営業を切り離し安全管理部を新たに設けました。

1. テクノロジー活用（DX・AI）による安全強化

当社では、これまでにマンパワーに頼りがちであった業務のDX化を積極的に推進し、設備・システムの高度化によってヒューマンエラーの防止に取り組んでいます。人の判断や注意力に依存する部分減らし、仕組みとしてミスを未然に防ぐ体制の構築を目指しています。

新点呼システムの開発・導入

当社では現在、乗務前点呼・中間点呼・乗務後点呼の全プロセスを抜本的に高度化する**新点呼システム**の開発・導入を進めています。本システムは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条に基づく点呼業務の確実な履行を基盤としながら、従来の対面・目視確認中心の運用を大きく進化させるものです。

従来の課題と新システムの狙い

これまでの点呼業務は確認精度が担当者個人の経験や判断に依存するという課題がありました。疲労や体調不良は運転手自身で正確に判断しにくく、「いつものこと」として見過ごされるリスクがありました。新点呼システムは、こうした属人的な運用からの脱却を目指し、客観的なデータを仕組みによって「自分では気づけない危険を発見する」体制を実現しました。

主な機能と運用流れ

新点呼システムでは、乗務前・中間・乗務後の各点呼において、一体的に運用します。

【乗務前点呼】

出勤後、運転手はまず静脈認証によって本人確認を行います。続いて免許証リーダーによる運転免許証の読み取り（マイナンバーカード一体型免許証にも対応）を行い、有効期限・行政処分歴の確認を新システムが自動で支援します。アルコールチェッカーによる呼気測定結果はシステムへ自動で記録され、記録もれや改ざんのリスクを排除します。体温計・血圧計による計測データもリアルタイムでシステムに蓄積され、蓄積されたデータは経時グラフとして表示されるため、管理者が日々の変化を視覚的に把握できます。

健康状態の申告はタブレット端末によるチェック形式で行い、あわせて睡眠状況も記録します。服薬がある場合は薬の名称と運転への影響を申告する仕組みとし、常備薬については事前登録にも対応します。車両の日常点検結果についても同様にタブレットで入力し、点検状況をデジタルデータとして管理します。

これらのデータを基に運行管理者が対面またはIT点呼（遠隔点呼）によって運転手の状態を総合的に確認し、運行の可否を判断します。

【出先点呼】

長距離運行における休息地・宿泊先の出先点呼においては、運転手が携行するアルコール検知器・IT点呼機器（遠隔点呼機器）を活用し、到着時刻・車両番号・健康状態・疲労度・運行状況をシステムを通じて報告します。翌日の出発前にも同様の手順でアルコール検査・健康状態申告・車両点検結果の報告を行います。

【乗務後点呼】

帰庫後は静脈認証・免許証読み取り・アルコール検査を実施し、運行中の体調変化・疲労・睡眠の有無、ヒヤリハットや道路・気象状況、車両の異常（故障・損傷・警告灯）について申告・記録し翌日以降の安全対策への反映を図ります。

システム導入による期待効果

新システムの導入により、以下の効果を見込んでいます。

- ・客観データによる異常検知の精度向上：体温・血圧・睡眠時間・アルコール測定値のデータ蓄積と経時変化の可視化により、管理者が見落としがちな微細な変調を早期に把握できます。
- ・法令対応の確実な履行：点呼記録の自動保存（1年間保存義務・輸送安全規則第9条の2）や免許証確認の自動化により、コンプライアンスの確実な履行を支援します。
- ・点呼の質の標準化：担当者の経験や主観に依存せず、一定水準以上の点呼品質を全店所・全管理者において実現します。
- ・運転手との信頼関係の強化：点呼をチェック作業ではなく運転手と管理者が確認し合う「対話の場」として機能させることで、小さな異変でも正直に申告しやすい環境を作ります。

「人に依存しない仕組みづくりと」「人と人の信頼関係」を両立させる新点呼システムを核として、安全水準のさらなる向上を図ってまいります。

2. 人材育成・安全教育の強化

テクノロジーがどれだけ進化しても、最終的に安全を支えるのは人です。当社では、運転手への安全教育に継続的かつ多角的に取り組んでまいります。

安全マネジメント会議を核として、全社員・全運転手の安全意識向上に取り組んでいます。ヒヤリハット情報や他社の事故事例を深く分析し、その知見を組織全体は横展開することで、同種の事故が繰り返されることを防ぐ体制を整えています。

また、新入社員から管理職に至るまでの階層別安全研修体系化し、職位や経験年数に応じた安全教育プログラムを実施することで、組織の上から下まで安全意識が一貫して根付く環境を作っています。

3. 運転手の健康管理

安全な輸送・配送を継続するためには、運転手が心身共に健全な状態で業務に就くことが大前提です。当社ではDX化と連動した健康管理の取組をさらに強化してまいります。

新点呼システムとも連携する形で乗務前のアルコールチェックをデジタル化・一元管理し、コンディション不良のまま乗務するリスクを確実に排除しています。また定期的な適正診断・健康診断に加え、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査（1回/3年）を目の眼底検査（毎年）を実施することで、睡眠の質が安全運転に直結するリスクへの早期発見・早期対応を図っています。

運転手の体調管理アプリを活用し、日常的なコンディションの可視化と早期介入を行っています。

さらに、産業医・保健師との連携を強化し、メンタルヘルスケアプログラムを充実させることで、身体面だけでなく精神面からも社員を支援しています。夏季の熱中症対策や睡眠・疲労管理への取組も全社的に推進し、「健康経営」を実践することで、全社員が健全な状態で業務に従事できる環境を整え、事業継続性の確保につなげています。

4. ヒヤリハット・情報共有・安全マネジメントの推進

事故を未然に防ぐためには、ヒヤリハット情報や事故事例を組織全体で共有し、学習際サイクルを継続的に回すことが極めて重要です。

当社では、自社のヒヤリハットのみならず他社の事故事例も深く分析し、インシデントの過程で原因となる要素を早期に解消することを目指しています。ヒヤリハット報告のデジタル化を進め、全部門への水平展開と定期的な事例研究会の開催によって、情報が組織の隅々まで行き渡る仕組みを整えています。

また、新点呼システムを通じて乗務後に収集されるヒヤリハット情報・道路状況・車両異常報告も、安全マネジメントへの重要なインプットとして活用します。現場の運転手が日々の点呼の中で申告する生きた情報を、事故事例データベースに蓄積・分析し、現場起点の改善提案制度と組み合わせることで、現場の声を安全対策に直接反映させる仕組みを構築しています。

安全マネジメント会議において検討・立案した対策を現場に展開し、継続的な安全改善のサイクルを組織的に確立しています。

おわりに

当社の安全への取り組みは、**テクノロジー（DX・AI・テレマティクス）、ヒューマンファクター（教育・健康・意識）、情報共有・マネジメント（ヒヤリハット・SMS）**の3つの柱を軸として推進しています。

この3軸は互いに補完し合うものであり、どれか一つが欠けても安全の向上は実現できません。テクノロジーで仕組みを強固にしながら、人を育て健康を守り、情報を組織全体で共有して学び続ける。この三位一体のアプローチを全社一丸で推進していくことが、重大事故・重大インシデントのゼロ継続と有責事故の削減に向けた最も確実な道筋です。

なかでも新点呼システムは、テクノロジー・健康管理・情報共有の3軸を一つに結びつける中核的な取り組みとして位置づけています。「安全は、点呼から始まる」という理念のもと、運転手と管理者が日々の点呼を通じて信頼関係を深め、全社員が一丸となって有責事故の徹底的な削減と重大インシデントゼロの継続に取り組んでまいります。

7. お客様・地域・社会との連携

はじめに

当社は、安全を社内だけで完結する取り組みとは捉えていません。荷主様・お客様との対話、地域の皆様との共生、そして業界・社会全体との連携を通じてこそ、真の安全は実現できると考えています。ここでは、当社が取り組むお客様・地域・社会との連携についてご報告します。

1. お客様（荷主・利用者）との連携

①安全情報の透明な開示

当社は、本安全報告書を荷主様・お客様に広く公開することで、当社の安全への取り組みを可視化し、信頼関係の構築を図っています。事故が発生した際には迅速な報告と情報共有を行い、荷主様への影響を最小限に抑えることを基本方針としています。安全に関する情報を隠すことなく開示し続けることが、長期的な信頼の礎であると確信しています。

②荷主様との協働による安全確保

安全な輸送を実現するためには、当社の努力だけでなく、荷主様との相互理解と協力が不可欠です。過積載や無理な配送スケジュールは、運転手への過度な負担となり、有責事故のリスクを高める要因となります。当社では、国土交通省の荷主勧告制度の趣旨を踏まえ、無理な運行指示の排除に向けた荷主様との対話・協議を積極的に行っています。

また、「物流の2024年問題」への対応として、適正運賃・適正納期の実現に向けた協議を荷主様と継続的に進めています。ドライバーの労働環境を守ることが安全確保に直結するという認識を荷主様と共有し、持続可能な物流の実現をともに目指しています。

③ サービス品質と安全の両立

お客様からのご意見・フィードバックは、安全改善の重要なインプットとして活用しています。安全を犠牲にしたコスト削減・時間短縮の要求には毅然と対応する姿勢を貫きながら、お客様との信頼関係を深めてまいります。

2. 地域との連携

① 地域交通安全への貢献

当社の運転手は、毎日地域の道路を走行する存在として、地域の交通安全に対して大きな責任を担っています。春・秋の全国交通安全運動に積極的に参加し、本社および一部の店所においては、立哨運動等を交通安全週間に行い、地域の安全啓蒙活動を実施しています。地域の道路における危険箇所情報については、行政・警察と積極的に共有し、地域全体の交通安全向上に貢献してまいります。

② 地域住民の皆様への配慮

大型車両が生活道路を走行することは、地域住民の皆様の生活環境に少なからず影響を与えます。当社では、早朝・深夜の運行における騒音・振動への配慮など、地域の皆様の生活環境との共生を意識した運行管理を徹底しています。地域に根ざした物流事業者として、地域の皆様から信頼される存在であり続けることを目指しています。

③ 環境への配慮

エコドライブの推進とアイドリングストップの徹底により、燃費の改善と地域の大気環境の改善に取り組んでいます。電動車両・低公害車の計画的な導入を進めることで、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速させます。安全運転とエコドライブは表裏一体であるという認識のもと、環境と安全を一体的に推進してまいります。

3. 社会・業界との連携 おわりに

安全は、当社一社の努力だけで完結するものではありません。荷主様・お客様との相互理解、地域の皆様との共生、そして業界・社会全体との連携があつてこそ、真の安全が実現できます。

当社は今後も、「**安全を社内に閉じず、社会全体で守る**」という姿勢を貫き、お客様・地域・社会のすべてのステークホルダーから信頼される物流事業者であり続けることを目指してまいります。そしてその取り組みの一つひとつを、引き続き本安全報告書を通じて社会に開示し続けてまいります。

8. 安全管理規程

安全管理規程

駿遠運送株式会社

目次

第一章 総則

第1条 (目的)

第2条 (適用範囲)

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

第3条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 (輸送の安全に関する重点施策)

第5条 (輸送の安全に関する目標)

第6条 (輸送の安全に関する計画)

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第7条 (社長等の責務)

第8条 (社内組織)

第9条 (安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 (安全統括管理者の責務)

第11条 (運行管理者の責務)

第12条 (整備管理者の責務)

第13条 (店所長の責務)

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

第14条 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第15条 (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第16条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第17条 (輸送の安全に関する教育及び研修)

第18条 (輸送の安全に関する内部監査)

第19条 (輸送の安全に関する業務の改善)

第20条 (情報の公開)

第21条 (輸送の安全に関する記録の管理等)

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、駿遠運送株式会社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し安全対策を常に見直すことにより全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定しこれを的確に実施すること。
- 五 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

2 無免許、薬物、飲酒運転のゼロ化を目指し、過労勤務・速度違反の危機意識の浸透を図り、健康管理の重要性の周知を目標とする。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者（各店所長）
- 五 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、一般貨物自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 身体故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 二 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(運行管理者の責務)

第11条 運行管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 安全統括管理者の命を受け、乗務員に対して関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底指導を行うこと。
- 二 運行管理規程に基づき適正な業務を実施し、乗務員に重点施策等に基づき適切に運行方法を指導する。
- 三 輸送の安全確保上の改善の必要があった場合は、速やかに店所長等に意見を述べ改善案を提案すること。
- 四 運行管理において、事故等が発生した場合には速やかに店所長等に報告し、適切な処置を行うこと。
- 五 運行の安全を確保するために、必要な員数の運転者を常に確保すること。

(整備管理者の責務)

第12条 整備管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 安全統括管理者の命を受け、整備士に対して関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底指導を行うこと。
- 二 整備管理規程に基づき適正な業務を遂行し、整備士に重点施策等に基づき適切に整備方法を指導する。
- 三 輸送の安全確保上の改善の必要があった場合は、速やかに店所長等に意見を述べ改善案を提案すること。

(店所長の責務)

第13条 店所長は、次に掲げる責務を有する。

- 一 各店所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、店内を統括し指導監督を行う。
- 二 各店所長は、運行管理者および整備管理者から改善、提案があった場合は安全統括管理者に提案を行い改善措置を講じること

第四章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第14条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第15条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有できるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告体制)

第16条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める運行管理規程による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第17条 第5条輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第18条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第19条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第20条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安

全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、本規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第21条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は適切に行う。

附則

本規定は2006年12月 1日から実施する

本規定は2024年 7月 1日から実施する

**安全報告書・安全への取組に関するご感想
またはご意見をお寄せください。**

**駿遠運送株式会社 安全管理部安全管理課
藤枝市青木三丁目2-20**

sunen-eigyo@netinsz.co.jp